

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成25年 6月20日 (木) 午前10時00分
- 場 所 津市香良洲公民館 2階 研修室
- 出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久・
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次
以上17名
- 欠 席 委 員 なし
- 出席部会員外委員 会長 守山 孝之
- 議 長 第1農地部会長 伊藤 征一
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査
- 総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査
- 議事録署名者 10 奥山 勘五郎 23 平井 秀次
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (使用貸借)
- 報告第7号 時効取得による所有権の移転について
- 報告第8号 農業生産法人の定期報告について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・その他使用収益権）
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第 6 号 非農地証明願について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、議事録署名者を私の方から指名をさせていただきます。10番 奥山 勘五郎委員、23番 平井 秀次委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第8号まで、事務局のほうから報告をさせますよろしくお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から4まで、件数は4件、合計面積4,502㎡で、その内訳は、全部、田でございます。</p> <p>番号1から4まで、これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は6件、合計面積は46,844.61㎡で、その内訳は、田が39,841㎡、畑が7,003.61㎡でございます。</p> <p>いずれの案件もあつせん等の希望はございません。</p> <p>5ページをお願ひいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1及び2とも、駐車場用地でございます。</p>

件数は2件、合計面積は440㎡で、田でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、駐車場及び資材置場用地、番号2は、建売分譲住宅用地でございます。

以上件数は2件、合計面積は5,802.91㎡で、その内訳は、田が1,211.91㎡、畑が4,591㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 太陽光発電設備用地の1件で、面積は、畑で1,712㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、駐車場用地、車庫用地、番号3は、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は3件で、合計面積は641㎡で、その内訳は、田が493㎡、畑が148㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1につきましては、平成5年4月1日より、権利者である_____が田として利用しており、番号2につきましては、権利者である_____が田として利用しております。

いずれの案件も20年間、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。

以上件数は2件、合計面積は1,825㎡で、すべて田でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第8号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 _____主たる耕作物 ほうれん草、耕作面積 田0.6ha、畑0.3haです。

組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

はい。ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

11ページから14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

まず、議案の訂正を1件お願いします。

12ページになります。番号9で、これにつきましては、議案を送付させていただいたあと申請が取り下げられました。申し訳ありませんが、この部分の抹消をお願いします。

番号1、地区 白塚、受け人 _____、面積4,351㎡、渡し人 _____、面積973㎡、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地とも田、面積184㎡ 外2筆で、合計面積973㎡です。

これにつきましては、受人は、病気のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 栗真、受け人 _____、面積6,950㎡、渡し人 _____、面積81.32㎡、申請地 栗真町屋町南浜_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積72㎡ 外1筆で合計81.32㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 片田、受け人 _____、面積5,204㎡、渡し人 _____、面積11,359.1㎡、申請地 片田井戸町檜木_____、台帳地目・現況地目とも田、面積28㎡ 外1筆で合計957㎡

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接所有農地と一体的な利用をしようとするものです。

番号4、地区 上野、受け人 _____、面積8,161㎡、渡し人 _____外1名、面積6,107㎡、申請地 河芸町上野酒屋垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積79㎡ 外1筆で合計108㎡。

これにつきましては、営農の拡大のため、渡人に申請地の譲渡を要望したものです。

番号5 地区 黒田、受け人 _____、面積20,531㎡、渡し人_____、面積8,799㎡、申請地 河芸町浜田小脇_____、台帳地目 畑、現況地目山林、面積281㎡。

これにつきましては、受人は、病気などのため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 黒田、受け人 _____、面積20,531㎡、渡し人 _____、面積3,835㎡、申請地 河芸町浜田小脇_____、台帳地目・現況地目とも田、面積76㎡ 外2筆で合計面積161㎡です。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小しようとする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 黒田、受け人 _____、面積20,531㎡、渡し人 _____、面積8,128㎡、申請地 河芸町浜田小脇_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積257㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小しようとする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 黒田、受け人 _____、面積20,531㎡、渡し人 _____、面積12,272.12㎡、申請地 河芸町浜田小脇_____、台帳地目・現況地目とも田、面積29㎡ 外3筆で合計面積269.3㎡。

これにつきましては、受人は、病気などにより労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9は取り下げです。

番号10、地区 辰水、受け人 _____、渡し人 _____、面積 7,877㎡、申請地 美里町高座原宮之前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,507㎡ 外12筆で合計面積6,828㎡になります。

これにつきましては、子供への生前部分贈与になります。

番号11、地区 草生、受け人 _____、面積7,548㎡、渡し人 _____、面積14,129.41㎡、申請地 安濃町草生小志蔵_____、台帳地目・現況地目とも田、面積85㎡ 外12筆で合計面積2,697㎡。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便である申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号12、地区 草生、受け人 _____、面積10,588㎡、渡し人 _____、面積14,129.41㎡、申請地 安濃町草生平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積381㎡。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便である申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号13、地区 草生、受け人 _____、面積8,810.66㎡、渡し人 _____、面積3,488.91㎡、申請地 安濃町安部ヒヤケ_____、台帳地目・現況地目とも田、面積438㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便である申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号14、地区 安濃、受け人 _____、面積110,126.79㎡、渡し人 _____、面積6,786㎡、申請地 安濃町安濃櫻垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積259㎡ 外1筆で合計面積2,924㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化により労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号15、地区 安濃、受け人 _____、面積95,134㎡、渡し人 _____、面積6,786㎡、申請地 安濃町安濃櫻垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,033㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号16、地区 安濃、受け人 _____、面積12,746㎡、渡し人 _____、面積6,786㎡、申請地 安濃町安濃西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積27㎡ 外1筆で合計面積295㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上合計件数が15件です。面積は19,683.62㎡、内訳は、田が16,179.30㎡、畑が3,504.32㎡になります。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの意見を伺います。それでは1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。農振の江藤委員から何ら問題はないということです。よろしく願いいたします。

議長 はい。2番、栗真。

青木委員	5番 青木です。議案番号2と同様です。
議 長	3番、片田。
森 委員	3番 森でございます。本案件につきましては、受け人、渡し人兄弟でありまして、ただいま事務局の説明の通り許可要件を満たしていると考えております。地元委員からも特に問題がないと連絡を受けておりますのでよろしく願いいたします。
議 長	はい。4番、上野。
前田委員	14番、前田です。事務局の説明どおりで問題ありません。
議 長	はい、5番、6番、7番、8番
丹羽委員	13番、丹羽です。5番から8番まで、病気による労働力不足とか、兼業による労働力不足ということで、問題ないと思います。
議 長	はい。分かりました。10番 辰水。
中川委員	20番 中川です。事務局の説明の通り問題ないと思いますのでよろしく願いします。
議 長	はい。11番、草生。
平井委員	23番 平井です。番号11と12と13、併せて説明させていただきます。6月14日に現地確認いたしまして、問題ございませんのでよろしく願いいたします。
議 長	はい。続けて14番、15番、16番、安濃。
中林委員	22番 中林です。番号14、15、16、この3件でございますが、まず14番、それから15番、16番とも譲渡人は_____さんで、高齢化による労働力不足と、後は営農拡大で、許可要件を満たしておりますので、よろしく願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。 皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・その他使用収益権）事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・その他使用収益権）でございます。

番号1 地区 明合、地役権者 _____、土地所有者 _____、申請地 安濃町野口下合野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積401㎡です。

これにつきましては _____ が隣接して所有する住宅の直径10cmの塩ビ管が申請地の地中約50cmのところに配管されております。将来にわたりこの土地の地中を占有していくための地役権を設定しようとするものです。

この地役権を設定し法務局で登記することにより、万一、所有者が第三者にこの土地を売却した場合であっても、新しい所有者に地役権を主張できるようになります。

この案件につきましては、農地について、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合にあたりますことから、農地法第3条の許可案件となります。

この場合の許可基準といたしましては、いつもご審議いただいております下限面積などの農地法第3条第2項各号の規定ではなく、同項ただし書きの「地上権又はこれと同様の権利が設定又は移転されるとき」の基準で判断することになります。

基準は2つありまして、当該農地及びその周辺農地の営農に支障がないこと、当該農地を利用することの妨げとなる権利者の同意を得ていること、この2つの基準を満たしていることが許可の要件になります。

今回の案件の場合、地中の占有であることから営農には支障はありませんし、また、利害関係が発生するのは所有者だけで、所有者の同意、契約書の写しもあることから2つの許可要件を満たしていると考えます。

議案第2号については、以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長

はい。それでは明合の地元委員さん。

中林委員

22番 中林です。それでは1番の明合地区でございますが、ただいま事務局のほうから説明がありましたように、既に住宅が建っております排水路の利用ということでの地役権の制定登記をしたいということでございまして、この土地の所有者の _____ に問い合わせをしたところ、間違いはないということで、満たしておりますので、問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。

皆さんいかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町三行大谷 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積142㎡外2筆で合計面積1,159㎡。

これにつきましては、耕作不能のため既に山林化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号2、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生中相野 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積220㎡。

これにつきましては、平成24年10月から資材置場、物置として既に利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号3、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積327㎡外3筆で合計面積993㎡。

これにつきましては、平成元年5月から倉庫、資材置場、駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

以上件数は3件、合計面積は2,372㎡で、その内訳は田743㎡、畑1,629㎡でございます。

いずれの案件も農地区分は第2種農地と判断され、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは地元委員さんの意見を伺います。

1番、黒田。

丹羽委員

13番 丹羽です。担当は喜多委員で1,000㎡を超えていることから、会長、部会長に来ていただき、14日に現地確認を実施しました。問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは2番、3番、草生。

平井委員

23番 平井です。6月14日に現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明通り、始末書も提出されておりますことから、やむを得ないということで考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページ、18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 半田口藤谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積37㎡ 外3筆で合計面積418,61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、中勢バイパスの代替地として進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 半田奥藤谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積227㎡。

これにつきましても、番号1の隣接地で、受人は、渡人より申請地を譲り受け、中勢バイパスの代替地として進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、受け人 _____ 外1名、渡し人 _____、申請地 半田上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積400㎡ 外1筆で合計面積439㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町 棕本西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積112㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、次の案件であります有料老人ホームへの進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 芸濃町 棕本西豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,472㎡ 外4筆で合計面積3,251㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、有料老人ホーム用地、駐車場用地、進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町 棕本中町 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。

なお、一般住宅への転用の許可基準であります面積500㎡を超えておりますことから理由書が添付されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町 草生柳 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積365㎡ 外1筆で合計面積657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 草生、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町

草生平尾_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積84㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、進入用道路用地とするものです。

なお、この申請地につきましては、昭和38年ごろから道路として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受け人 _____外1名、渡し人 _____、申請地 安濃町曾根知名_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡ 外2筆で合計面積1,044㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は9件、合計面積は6,889.61㎡で、その内訳は田3,603.61㎡、畑3,286㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは地元委員さんの意見を伺います。1番、2番、3番、神戸。

池田委員 1番、池田です。1番と2番は同じ場所でありまして、公共性もあり、何ら問題ありません。そして3番に関しては、現況、草が茫々で駐車場にするのであれば何ら問題はないと思います。

議長 4番、5番、6番、棕本。

田中委員 16番 田中です。4番と5番は会長、部会長さんと現地調査をさせていただきました。地元の委員さんからは問題ないと報告をうけていますので、よろしく申し上げます。

それと6番ですが、住宅用に建設業者の方が買い受けて、開発するという案件でございます。周囲は住宅に囲まれている場所で、問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 7番、8番、草生。

平井委員 23番 平井です。7番、8番の説明をいたします。まず7番でございますが、7番につきましては全体面積657㎡で500㎡よりも上回っておりますが、これは、申請地が集落の中心部にあることから、防火水槽があるということです。特に問題はないと思ひます。

次、8番でございますが、事務局の説明通り、始末書提出があり、昔から道路に使っているということもありますので、何ら問題はございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長 9番、安濃。

中林委員 22番 中林。9番の安濃でございますが、これも500㎡を超えております。14日に現地確認をしていただきました。このオーバーしている部分は、個人住宅用地の資材置場用地ということになっております。受け人である_____さんの息子さん自営で_____の下請業者で、外壁等の資材を置きたいとの事でした。以上を含めまして特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本平林_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積436㎡ 外1筆で合計面積503㎡。
これにつきましては、借り人が、父である貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地を一般個人住宅及び車庫用地としようとするものですが、昭和55年ごろから既に一般個人住宅及び車庫用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町椋本平林_____、台帳地目・現況地とも畑、面積235㎡。
これにつきましては、借り人が、父である貸し人と使用貸借契約を締結し、一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____ 外1名、申請地 芸濃町椋本追上_____、台帳地目・現況地とも畑、面積249㎡。
これにつきましては、借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上件数は3件、合計面積は987㎡で、すべて畑でございます。
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは地元委員さんのご意見を伺います。1番、2番、3番、椋本。

田中委員 16番 田中です。_____さんは親子関係でございまして、1番は始末書が提出されており、2番は本宅の東側に新規に息子さんの家を建築しようとするものです。3番については、事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積385㎡です。
これにつきましては、居宅兼車庫として、昭和56年月日不詳で新築の不動産登記がなされております。30年以上が経過していると確認できますことから津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは地元委員さんの意見を伺います。村主。

平井委員 23番 平井です。事務局の説明通りで、6月14日に現地確認もしたところでございますが、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。
皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。
次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。
表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご

覧ください。

まず、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせ62,236㎡で、契約件数は33件でございます。

次の河芸地区につきましては、田の使用貸借で25,758㎡、畑の使用貸借3,579.81㎡で、契約件数は8件でございます。

次に安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ11,656㎡、畑の使用貸借161.87㎡で、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、畑の賃貸借980㎡で、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ9,261㎡で、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて108,911㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて、44,721.68㎡、合計契約件数は50件、合計面積は113,632.68㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区16件、安濃地区3件、芸濃地区1件、美里地区2件でございます。

合計で、契約件数が22件、面積は60,982㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第6回第1農地部会を終了いたします。

午前 11 時 00 分

上記は、第 6 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成 25 年 6 月 20 日

議 長

出席委員

出席委員